

「揮発油税等軽減措置政策効果検証事業」委託業務

企画提案募集要領

本公募は、令和8年度の沖縄県当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものです。県議会において当初予算案が否決若しくは修正された場合、契約の一部又は全部を締結できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 募集する企画提案書の趣旨

沖縄県は「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」により揮発油税及び地方揮発油税（以下、「揮発油税等」という。）が軽減されている。

また、沖縄県ではこの軽減措置を前提として石油価格調整税を課税し、その税収を実質的な財源として、沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品の輸送経費に対し補助を実施している。

令和7年12月31日に揮発油税等の暫定税率が廃止されたが、沖縄県の軽減措置については、廃止前と同様の割合で措置期限まで軽減措置が講じられることとなった。

本事業は、暫定税率廃止後の沖縄県における石油製品価格の状況及び揮発油税等軽減措置の効果を検証するため、委託により調査及び分析を行うものである。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名：揮発油税等軽減措置政策効果検証事業
- (2) 委託期間：契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (3) 委託内容：「揮発油税等軽減措置政策効果検証事業」仕様書のとおり

3 企画提案上限額

金18,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額ではない。見積書の作成に当たっては、上記予算額の範囲内で見積もり、この範囲内で効率的かつ効果的な企画を立案すること。

4 応募要件

次に掲げる要件を全て満たす法人または複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項^{*}に該当する法人でないこと。

※地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申請中又は手続中でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申請中又は手続中でないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団等の反社会的組織の関係者又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (4) 沖縄県から入札参加資格指名停止措置を受け、企画提案日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 県税（事業税及び県民税）に関し滞納がない者であること。
- (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入義務がある者について、これらに加入していること。また、労働関係法令を遵守していること。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体又は公共的団体が行う類似の業務を受託した実績があること。
（類似の業務：例 国内外又は県内の石油流通関連の調査、沖縄県又は他の県域レベル以上の地域を対象とした価格調査等）
- (8) 本委託業務を的確に遂行するための意思及び能力を有すること。
- (9) 県内経済・地域動向に精通し、本委託業務における課題等を体系化する能力を有すること。
- (10) 県内に本店又は支店等を設置し、委託業務の実施に当たって必要な時に県担当者と速やかに調整等を行える者であること。
- (11) 応募は、単独に限らず共同企業体も可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
- ア 共同企業体の構成員間において協定を締結し、企画提案応募申請書に添付すること。
- イ 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- ウ 共同企業体を構成する全ての事業者が、上記応募資格の(1)から(6)の要件を満たすこと。
- エ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、上記応募資格の(7)から(10)の要件を満たすこと。

5 スケジュール（予定）

項目	日 程
(1) 公募期間	公募開始日 から 令和8年3月23日（月）まで
(2) 質問受付期限	公募開始日 から 令和8年3月16日（月）15時まで
(3) 質問への回答	令和8年3月19日（木）17時までに回答予定
(4) 参加申込	公募開始日 から 令和8年3月23日（月）15時まで
(5) 企画提案書受付期限	公募開始日 から 令和8年3月31日（火）17時まで
(6) 一次審査（資格審査）	結果通知予定日 令和8年4月3日（金）
(7) 二次審査 （プレゼンテーション）	日時：令和8年4月10日（金）午前予定 場所：県庁3階第5会議室
(7) 審査決定通知	令和8年4月15日（水）

6 応募手続等

(1) 質問の受付

- ア 受付期間 公募開始日から令和8年3月16日（月）15時まで（必着）
- イ 質問方法 質問書【様式1】を「6(3)エ提出先」あてメール送信により提出すること（受信確認が必要）。
- ウ 回答方法 令和8年3月19日（木）17時までに全質問に対する回答を一括して、電子メールで通知します。
なお、質疑の内容によっては、回答できない場合があります。

(2) 参加申込

- ア 受付期間 公募開始日から令和8年3月23日（月）15時まで（必着）
- イ 申込方法 参加申込書【様式2】を「6(3)エ提出先」あてメール送信により提出すること（受信確認が必要）。
※ 共同企業体での応募の場合、代表事業者が応募を行うこと。
※ 本委託業務の企画提案に参加できる者は、あらかじめ参加申込を行った者に限る。

(3) 企画提案書の提出

企画提案に参加を希望する者は、以下の書類を作成し、提出すること。

- ア 受付期間 令和8年3月31日（火）17時必着
- イ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は簡易書留郵便等到着確認が可能な手段をとるものとし、受付期間内に到着するよう送付すること。
- ウ 提出書類及び部数等

書 類 名	様 式	部数等
① 企画提案応募申請書	様式3	①～⑥を一連にして7部 ^{※2} 作成し、提出すること。
② 会社概要 ^{※1}	様式4	
③ 類似業務実績書 ^{※1}	様式5	
④ 企画提案書	任意様式	
⑤ 実施スケジュール、実施体制図	任意様式	
⑥ 見積書 ^{※3}	様式6	
⑦ （共同企業体で応募する場合）協定書	任意様式	⑦～⑩を一連にして2部 ^{※2} 作成し、提出すること。
⑧ （共同企業体で応募する場合）委任状	様式7	
⑨ 誓約書 ^{※1}	様式8	
⑩ 直近3年間の県税について滞納が無いことを証する書類 ^{※1}	—	

※1 共同企業体の場合は、代表法人、構成員の③、④、⑨、⑩を提出すること。

※2 押印を要する様式については、正本1部に押印し、他はそのコピーを用いること。

※3 見積書の費目は以下の内容とし、各積算費目の内訳と単価、数量・人数等を記載すること。

各経費へ計上する際は、人件費等の消費税が含まれていないものについては、その額を経費として計上する。消耗品費や印刷製本費等の消費税が含まれているものについては、消費税分を減額して計上する。

消費税については、各経費を合計した後に乗ずることとし、消費税に小数点以下の端数が発生した場合、切り捨てること。

経費項目	内 容
I. 人件費	本業務に直接従事する者（の作業時間）に対する人件費
II. 事業費	旅費、借料及び損料、消耗品等、印刷製本費、通信運搬費等本業務実施に必要な経費
III. 再委託費	本業務を行うために必要な経費であり、受託者が当該業務の一部を他社に行わせる（委託、準委任又は請負）ために必要な経費。
IV. 一般管理費	本業務を行うために必要な経費であって、経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた経費（（I. 人件費＋II. 事業費－III. 再委託費）×10/100 以内で計上する（小数点以下切り捨て）
V. 消費税	（I. 人件費＋II. 事業費＋III. 再委託費＋IV. 一般管理費）×10/100（小数点以下切り捨て）

- エ 提出先 沖縄県生活福祉部生活安全安心課消費生活班（担当：石川、山里）
 住所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁3階）
 TEL:098-866-2187
 メール：aa024007(at)pref.okinawa.lg.jp ※(at)は@にかえて送信すること。

7 企画提案書の要件等

- (1) 1事業者当たり、提案は1件とする。
- (2) 企画提案書の記載に当たっては、提案内容の理解を容易にするために図表を使用し、「揮発油税等軽減措置効果調査事業」に係る仕様書の内容を十分に踏まえて作成すること。
- (3) 原則としてA4版とする（縦横自由 20頁以内）。ただし、グラフ・表等は、必要に応じてA3版にして折り込むなど、理解しやすいように適宜工夫すること。
- (4) 企画提案書には必ずページ番号を付すこと。

8 企画提案書の審査

- (1) 一次審査（資格審査）
 応募者が4者以上の場合は、沖縄県生活福祉部生活安全安心課において書面審査を行ったうえで、上位3者を選定する。
 選定された者に対しては、結果及び二次審査の実施日時等を、選定されなかった者に対しては、結果のみをメールにて通知する。
 また、応募者が3者以下の場合は、一次審査は実施せず、応募資格要件の適合を確認したうえで、全て二次審査の対象とする。

一次審査結果通知予定日：令和8年4月3日（金）（予定）

- (2) 二次審査（プレゼンテーション）
 生活安全安心課が設置する企画提案審査会において、総合的に審査し、優先交渉の順位を決定する。
 ただし、本企画提案の参加事業者が1者の場合はプレゼンテーションに代えて書面審査とする場合がある。
 プレゼンテーションにおける留意事項は、以下のとおりとする。

- ア 審査会場への入場者は3名内とする。
- イ 審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加は認めない。
- ウ 日時：令和8年4月10日（金）午前予定
- エ 場所：沖縄県庁3階第5会議室
- オ プレゼンテーションの時間については、一次審査結果通知と合わせて通知する。（書面審査に代える場合も当該通知にてお知らせします。）

(3) 審査基準

審査委員会での審査にあたっては以下の事項等について評価する。

- ア 事業の趣旨、目的を理解し、合理的かつ具体性のある提案内容・スケジュールか。
- イ 確実に委託業務を遂行できる専門的知見、実績、実施体制を有しているか。
- ウ 費用積算は、経済的かつ合理的な積算となっているか。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年4月15日（水）までに二次審査参加者全員に通知予定。
なお、採否についての異議申し立て、質問等は受け付けない。

9 委託契約締結等

- (1) 県は、優先交渉順位が第1位である者と契約内容等について協議を行い、委託契約を締結する。協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約するものとする。
- (2) 契約に当たっては、協議の上、企画提案の内容に変更を加えることがある。
- (3) 契約に当たっては、沖縄県財務規則第101条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金が必要となる。ただし、同規則第101条第2項各号の規定のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

※沖縄県財務規則（昭和47年5月15日規則第12号）

（契約保証金）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)～(14) (略)

10 その他

- (1) 企画提案書提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成、応募等に要する経費については、応募者の負担とする。
- (3) 企画提案書など提出された書類は返却しない。

- (4) 提出された企画提案書等については公表しない。
- (5) 募集要領に適合しない応募は無効とする。
- (6) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- (7) 検討すべき事項が生じた場合は、県と受託業者とで別途協議して決めることとする。